破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２８年（フ）第３０２号
北九州市小倉南区徳力団地61番404号
債務者　小久保聖子
1　決定年月日時　平成28年６月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月25日まで　福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２８年（フ）第４３号
岐阜県揖斐郡揖斐川町三輪964番地２
債務者　後藤　知子
1　決定年月日時　平成28年６月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月26日まで　岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成２８年（フ）第１９５８号
大阪府東大阪市花園東町２丁目６番33号　パインビレッジ107号
債務者　山口　順子（旧姓川上）
1　決定年月日時　平成28年６月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月27日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第１９７８号
大阪府交野市倉治３―26―３、住民票上の住所大阪府交野市倉治６丁目21番７号
債務者　雲川　賀世
1　決定年月日時　平成28年６月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月27日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第２００１号
大阪府東大阪市花園西町２丁目５番７号
債務者　戸田　**邦**子（旧姓高岡）
1　決定年月日時　平成28年６月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月27日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第２０３６号
大阪府守口市寺方錦通２丁目10番３―303号
債務者　権代幸雄こと　權代　幸雄
1　決定年月日時　平成28年６月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月27日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第２０７７号
大阪市住之江区西加賀屋２丁目12番19号　コーポナカノ　405号室
債務者　山本　房男
1　決定年月日時　平成28年６月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月27日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第２１７２号
大阪府豊能郡能勢町下田尻227番地の73
債務者　白石　　豊（旧姓陣内）
1　決定年月日時　平成28年６月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月27日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第２２３８号
大阪府吹田市佐竹台２丁目４番６―302号
債務者　前川　種一
1　決定年月日時　平成28年６月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月27日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第２２８３号
大阪市東淀川区下新庄６丁目３番Ｄ―403号
債務者　青山　伸治
1　決定年月日時　平成28年６月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月27日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第２２８４号
大阪市東淀川区下新庄６丁目３番Ｄ―403号
債務者　青山多美子
1　決定年月日時　平成28年６月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月27日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第２３３０号
大阪市淀川区新北野２丁目12番７号　ホープ新北野205号
債務者　島井　利典
1　決定年月日時　平成28年６月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月27日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第２３３２号
大阪府吹田市南金田１丁目11番11―403号、前住所大阪府吹田市南金田２丁目14番28号
債務者　阪本タクシーこと　阪本　敏昭
1　決定年月日時　平成28年６月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月27日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第２３３３号
大阪府吹田市南金田１丁目11番11―403号、前住所大阪府吹田市南金田２丁目14番28号
債務者　阪本　鈴子
1　決定年月日時　平成28年６月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月27日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第２９４号
北九州市小倉南区蒲生３丁目11番６号
債務者　石川　勝利
1　決定年月日時　平成28年６月６日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月27日まで　福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２８年（フ）第２３０号
埼玉県川越市むさし野29番地１
債務者　末次　　誠
1　決定年月日時　平成28年６月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月28日まで　さいたま地方裁判所川越支部

平成２８年（フ）第２１号
静岡県菊川市嶺田2176番地の１　２Ｆ、住民票上の住所静岡県菊川市嶺田2176番地の１
債務者　大石　清子
1　決定年月日時　平成28年６月７日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月28日まで　静岡地方裁判所掛川支部破産係

平成２８年（フ）第４０号
山形県東置賜郡高畠町大字相森51番地の２　サンパレス21―201
債務者　遠山　一樹
1　決定年月日時　平成28年６月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月29日まで　山形地方裁判所米沢支部